

平成 29 年 5 月 22 日

各位

会社名弁護士ドットコム株式会社 代表者名 代表取締役社長 兼 CEO 元榮 太一郎 (コード番号:6027 東証マザーズ) 問合せ先 取締役 CFO 杉山 慎一郎 ( TEL. 03-5549-2555)

# 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月22日開催の取締役会において、定款一部変更の議案を平成29年6月 24 日開催予定の第 12 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお 知らせいたします。

記

# 1. 定款一部変更の件

# (1)変更の理由

- ① 今後の事業内容の多角化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業 目的を修正および追加するものであります。
- ② コーポレートガバナンスをより強化するとともに、機動力を高めて経営の一層の強化を 図るため、代表取締役を複数名選定可能とするものであります。それに伴い、関連条文を 変更するものであります。
- ③ 取締役会にて新たに取締役会長を選定可能とするものであります。

## (2)変更の内容

	(下線部分は変更箇所を示しております。)
現 行 案	変 更 案
(目的)	(目的)
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目	第2条 (現行どおり)
的とする。	
1. ~10. (条文省略)	1. ~10. (現行どおり)
(新 設)	11. 書籍、雑誌、その他印刷物、電子
	出版物及び情報コンテンツにおける
( At Lucionia)	広告、宣伝及び代理業務
<u>11</u> . ~ <u>12</u> . (条文省略)	<u>12</u> . ~ <u>13</u> . (現行どおり)
13. コンピュータソフトウェアの開発、	14. コンピュータソフトウェアの開
販売 <u>及び</u> 保守管理	発、販売、保守管理、利用許諾及び
(新 設)	<u>これらの仲介、代理業務</u> 15. 電子決済システムの提供
14. ~15. (条文省略)	16. ~17. (現行どおり)
14. 10. (木入目岬)	10. 11. (96) C 40 9)
(略)	(略)
	V = /
(招集権者及び議長)	(招集権者及び議長)
第13条 株主総会は、法令に別段の定めがあ	第13条 株主総会は、法令に別段の定めがあ

# 現 行 案

る場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(略)

### (代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
  - ② 取締役会は、その決議によって、取 締役社長1名を選定し、また必要に応 じて、取締役副社長、専務取締役、常 務取締役各若干名を定めることができ る。

### (取締役会の招集権者及び議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。
  - ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(略)

## (会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役 が監査役会の同意を得て定める。

# 変 更 案

- る場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役(複数の場合には、あらかじめ取締役会において指定された代表取締役とする。)がこれを招集し、議長となる。
- ② 前項の代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(略)

### (代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
  - ② 取締役会は、その決議によって、取 締役社長1名を選定し、また必要に応 じて、<u>取締役会長、</u>取締役副社長、専 務取締役、常務取締役各若干名を定め ることができる。

### (取締役会の招集権者及び議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役(複数の場合には、あらかじめ取締役会において指定された代表取締役とする。)がこれを招集し、議長となる。
  - ② <u>前項の代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(略)

## (会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役 (複数の場合には、あらかじめ取締役会において指定された代表取締役とする。) が監査 役会の同意を得て定める。

#### (3)日程

定款変更のための株主総会 平成 29 年 6 月 24 日 (予定)定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 24 日 (予定)

以上